

弁政連^{ニュース}NEWS

政治を動かす・未来を動かす

www.benseiren.jp

No. **44** APR 2016

平成28年(2016年)4月



民事司法改革への 取組に期待する



日本弁護士政治連盟
理事長 山岸 憲司

世界中の人々が「法の支配」を口にし、司法の役割と機能の充実に大きな期待を寄せるものの、司法制度の現実の在り方をめぐって、また、具体的な法改正をめぐって、さまざまな意見の違いがあり、鋭い利害の対立もあります。

そんな中で、立法、行政と司法の関係についても、さまざまな議論が展開される時代状況にあります。

国民各層の権利義務に深くかかわる弁護士の組織である日弁連は、司法制度、法曹養成制度についての提言をしつつ、個々の法律についても研究し具体的な意見を述べていくわけですが、課題山積の中で大変なご苦勞をされた村越執行部の後を受けて新執行部が発足しました。

力強く、国民に頼りにされる司法を作るために、とりわけ、これまで十分な改革がなされてこなかった民事司法を改革するために、強い意欲を持って就任された中本会長が牽引する日弁連は、多くの課題を解決すべく、エネルギーあふれる活動を展開されるものと思います。

「理念を忘れず」、しかし、「現実を見据えて」しっかりと市民目線に立った取組を強め、成果を上げられるよう期待し、弁政連としても支援していきたいと思えます。

各地での支部の設置も進んできており、また、全国の各支部が、それぞれの創意工夫の中で活動を活性化させようとしております。

国会議員の皆様、地方議会議員の皆様との意見交換も活発になっています。一層のご支援ご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

日弁連の課題の 実現に向けて



日本弁護士連合会
会長 中本 和洋

2月5日に実施された日弁連会長選挙において、過去最多となる1万2303票の票を得て、当選することができました。これによって、会員の皆様から山岸元執行部、村越前執行部の基本政策が間違っていなかったことが改めて確認され、これまでの取組をさらに進めていくことのできるものと理解しています。

日弁連は、これまで「法の支配を社会の隅々まで」さらには「利用しやすく頼りがいのある司法」を目標に掲げ、法科大学院の創設、法テラスの開設、刑事裁判における裁判員制度の導入等、司法改革の諸課題に取り組んでまいりました。しかし、民事司法の分野では、十分な改革が進んでいません。弁護士人口が急増したにもかかわらず、弁護士の活動領域も業務量も、それに應えるほどの拡大には至っていません。

私は、この選挙において、民事司法の改革課題を実現することが急務であり、この実現によって弁護士の活動基盤を強固なものにし、平和と人権を守る取組や民事・刑事の司法改革、法曹養成制度改革等、日弁連の課題に積極的に取り組んで「希望と活力にあふれ、信頼される司法」を創りたいと主張してきました。これらの実現には、司法予算の確保や、法律の改正が必要であり、政府や国会議員・政党の先生方のご理解とご協力が必須です。

弁政連には、日弁連の政策を立法等を通じて政治的に実現するための活動をしていただいております。その役割は、一層重要なものとなっています。弁政連がより強力な組織になり、日弁連との連携をより一層緊密にして、日弁連の課題の実現に向けて力強く取り組んでいただくことを期待しています。

少年法の成人年齢引き下げが もたらすもの

司 会 斎藤 義房 本部副理事長兼広報委員長



葛野 尋之 氏
一橋大学大学院教授



横山 巖 氏
元家裁裁判官・弁護士
大阪弁護士会会員



八田 次郎 氏
元少年院長



杉浦 ひとみ 氏
弁護士
東京弁護士会会員

はじめに

【斎藤】 本日は少年法の成人年齢引き下げがもたらすものというテーマで座談会をさせていただきます。選挙権年齢を満18歳としたことを踏まえて、少年法についても20歳から18歳に引き下げるといふ動きが出ています。この問題については



2015年2月に日弁連が反対の意見書を発表し、以来全国52の全弁護士会と8つの全弁護士会連合会が反対声明を出しています。また、同年8月刑事法研究者112名が連名で引き下げ反対の声明を発表しています。しかし、同年9月自民党政務調査会が「少年法の成人年齢を18歳に引き下げることが適当である」との提言をまとめました。そこで研究者声明の中心である葛野一橋大学院教授、元家庭裁判所裁判官の横山弁護士、小田原少年院元院長の八田さん、少年事件に取り組んでいる杉浦弁護士をお招きして、少年法の成人年齢引き下げがもたらす具体的弊害と再犯防止のために現場が求めていることを整理したいと思います。それではご出席の方々の自己紹介からお願いします。

【葛野】 一橋大学の葛野と申します。私は大学で刑事訴訟法と少年法の研究・教育に携わっております。2015年の8月に年齢引き下げに反対する研究者の声明をまとめるのに協力いたしました。

【杉浦】 私は弁護士で、少年非行に関わりたと思って弁護士になりました。少年非行に関わっている間に少年犯罪の被害者にも関わるようになりました。2000年以降少年法の改正が続いているなかで、

非行少年が立ち直るといふこと、あるいは自分が将来の夢を語る事がなかなかしづらいという風潮が出てきています。自ら更生するという気持ちがなければ少年たちは変わっていけない、社会も再非行が防止できない、結局被害者も救われないと強く思っています。

【八田】 私は、少年鑑別所と少年院に34年間勤務しました。退職後は家庭裁判所調停委員、大学非常勤講師、少年院出院者の支援や刑務所篤志面接員として受刑者の面接をしております。

【横山】 大阪で弁護士をしています。弁護士になる前は19年間裁判官をしていました。少年事件がやりたくて裁判官になって、丸6年家裁裁判官を経験しています。裁判官時代は少年院に送った少年と手紙のやり取りをしたり、面会に行って成長を見守るといふ事もやっていました。

少年法の目的と成人年齢を20歳に引き上げた理由

【斎藤】 本題に入りますが、まず葛野さん、少年法の理念、目的についてお話し下さい。

【葛野】 少年法1条は、少年法の目的が非行をした少年の健全な育成にあると明記しています。

人間社会は、犯罪に対して懲らしめ、見せしめ、つまり応報と抑止を目的とする刑罰を科するという法制度を、何千年も前から持っていました。しかし、少年が犯罪をした場合には、むしろ犯罪を契機としてその少年の抱えている性格や環境の問題を解明してその少年が立ち直るために必要な教育を施そう、その上で社会の一員として社会に戻していこうという理念に立った少年法を作りました。

世界的に見ても、少年法の歴史はほんの百数十年です。日本でも1910年頃から少年法を作ろうという動きが始まり、最初の少年法は1922年に作られまし

た。この旧少年法では18歳未満が少年とされました。これに対して日本国憲法の制定に伴い、1948年に全面改正されたのが現行少年法です。現行少年法は少年法の成人年齢を20歳未満に引き上げました。

【斎藤】 1948年に成人年齢を20歳まで引き上げたのは何故ですか。

【葛野】 1948年当時、18歳、19歳の凶悪犯罪はとても深刻な状況にあったのですが、20歳くらいまでの者は心身の発育が充分ではなくて環境や外部的環境の影響を受けやすいから、その犯罪も深い悪性に根ざしたものではない。そこで刑罰ではなく保護処分による教育で更生をはかるのが適切だ。その方が将来の再犯を減らして日本の社会の安全と安定に寄与するという説明が、国会でなされました。

家裁がすべての少年事件を取り扱う理由

【斎藤】 成人年齢のほかに、戦前の旧少年法と現行少年法が違う点はどこですか。

【葛野】 旧少年法では、重罪の少年や16歳以上の少年については検察官が刑事裁判所に起訴するか、起訴猶予にするかを判断し、起訴猶予にした場合に、事件を少年裁判所に送致するという制度でした。検察官が刑事処分か保護処分かを選別していたわけです。これを検察官先議制度といいます。現行少年法は、検察官先議を廃止しました。

【斎藤】 現行少年法が旧少年法の検察官先議を廃止して、少年事件の全てを家庭裁判所に送致することにしたのは何故でしょうか。

【葛野】 検察官は治安維持という観点から犯罪の捜査、訴追に関わるのが主な役割です。戦後刑事訴訟法が全面改正されて、戦前のような準司法機関としての検察官の地位は否定されました。健全育成という観点から一人一人の少年の抱える問題に応じた個別的処遇を決定するのは、科学的な調査機構を備えており、司法機関として中立、公正な立場から判断することのできる家庭裁判所が相応しいと考えたわけです。このことは、人権の制限を伴う処分の決定と、その前提となる非行事実の認定は司法機関たる家庭裁判所に行わせるという現行少年法の最大の改正ポイントに通じるものと考えられます。

少年法の年齢引き下げに賛成する人が多いが

【斎藤】 世論調査の結果を見ますと少年法の年齢引き下げに賛成する人がかなりいます。その多くが少年事件の増加、凶悪化という事を理由にあげているようですが、八田さん、この点についてのご意見をお願いします。

【八田】 少年非行は近年11年連続で減少しており、少年人口比でも61.1%も減少しています。少年の重大・凶悪事件も、1961年のピーク時に比べると89.2%（人口比でも83.1%）も減っています。ところが、私の周りにいる方々に尋ねても、少年事件は増加・凶悪化しているから、年齢引き下げに賛成という人が多いです。その最たるものが、2015年7月の内閣府世論調査の結果です。「5年前と比較し、少年による重大な事件が増えていると思いますか、

減っていると思いますか」の問いに78.6%の人が「増えている」と答えています。非行の統計とは真逆になっています。これは、川崎事件のような重大な少年事件が起こると、メディアが競って被害者の事情を報道しますから、それに影響されるのではないのでしょうか。ですから、世論といっても少年非行の実態も知らず、ましてや少年法の手続きも知らずに、思い込みで意見を述べていると思います。

議論の前提として、何よりも客観的な事実を知っていただきたいと思います。

年齢を統一する必要はあるのか

【斎藤】 自民党政務調査会の提言を見ますと、選挙権年齢を18歳にし、民法の成年年齢も18歳になるのであれば全ての法律において成年となる年齢を18歳に統一するのが国の法体系として望ましくわかりやすいという議論がされていますが、この点についてのご意見をお願いします。

【杉浦】 少年法の目的、子どもを更生させること、将来の再犯を減らすこと、日本社会を安定させること、そこから考えた場合に、「わかりやすさ」というのはどういう趣旨なのか全く理解できません。

少年自身の立ち直りという事を考えた場合に、少年の実像を見ると少子高齢化の影響で中卒、高卒で働く子が少なくなっています。客観的に「子ども期＝未成熟な時期」が長くなってきている。一方で環境としても格差が大きくなってきて、格差を是認するような社会がある。こうなった時に18、19歳で今まで比較的恵まれない環境から外に出てしまった子どもたちが不安定な生活を送る中で何らかの失敗をしてしまった。この時に今までの保護・教育という観点で少年法での手厚い救済をしなければいけないという要請がスッポリ抜け落ちてしまっている。一方被害者という観点から考えた場合にも、よく私が被害者の方から聞かされたのは「親の育て方が悪いんじゃないか」という言葉です。あるいは被害者の方が、自分の子どもを殺めた少年に継続して会いながら育て直してる事例も見えています。つまり非行少年の育て直しをして、少年がわかるように指導するということが被害者の方の立場からも要請されている。

「セカンドチャンス！」という元非行少年が非行少年の立ち直りを支援する活動に関与していますけど、18、19歳のときに少年院で教官に指導されて立ち直った、18、19歳になってあるいは試験観察の中で救済されたという子どもたちの声をたくさん聞いています。現行法で子どもたちを救う力になっていないものが外されてしまい、大人と同じように軽い犯罪ということで放り出されてしまう、あるいは刑事罰を科せられるという形になっていったとしたら、今の子どもたちの力は生まれなかったのではないかと。18、19歳は、



ちょうど自分の人生を振り返り、今後を考えることのできる非常に貴重な年齢だと思っています。こういう大きな要請を実現できる現行少年法を、「わかりやすさ」という形式で改定するという議論そのものが、おかしな発想だと思っています。

【葛野】 旧少年法時代には少年法の適用年齢は18歳未満でしたが、民法の成年年齢は20歳、また、1925年の普通選挙法で選挙権を認められていたのは25歳以上の男子でした。法にはそれぞれ固有の目的があります。適用年齢については、法それぞれの目的からみて適した年齢は何歳かという実質的な判断によって決めるべきだと思います。そのような実質的検討抜きに年齢統一のためということで適用年齢を決めると、それぞれの法の目的にそぐわない不都合な結果を招くでしょう。

少年法の成人年齢が引き下げられたら

【斎藤】 少年法の成人年齢が引き下げられた場合に生ずる弊害について話を進めたいと思います。横山さん、成人年齢が引き下げられますと18、19歳の若者が刑事事件手続で処置されることになると思うのですが、家庭裁判所の手続で処置される場合との具体的な違いについてお話いただけますか。

【横山】 少年事件は全件が家庭裁判所に来ます。重大事件や重大事件でなくても調査する必要がある場合には観護措置という形で少年鑑別所に身体拘束されて、その間科学的見地から資質等を調査します。その上で審判を行いますけれど、この時には懇切丁寧に少年自身に問題性の気付きを与えるような審判をしていきます。最終的に処分を下す時にも、保護観察、少年院送致と教育的な観点から決定し、場合によっては環境調整までしていくことで子どもたちに対して働きかけをしていくのが少年審判手続の大きな特徴だと思います。

少年法の成人年齢を18歳にすると、18、19歳は刑事手続で処分されるという事になってしまい、そのような関わりがなくなってしまう。そうなった場合更生するきっかけを失ってしまうのではないかと、再犯防止を考えた上でもこのような関わりがなくなってしまうのは社会にとっても大きなマイナスではないかと考えます。

【斎藤】 18、19歳の少年事件の9割以上が比較的軽微な事件といわれています。こういう事件が刑事事件手続に回されてしまうと一体どうなるでしょう。

【横山】 軽微な事件ですと、検察官が起訴する必要もないと判断した場合には起訴猶予ということで何ら更生に向けての関わりがないし、罰金になればただお金を払えば済んでしまうということになり、更生させる為のきっかけができないということが非常に大きな問題だと考えます。ちなみに、統計上起訴猶予は約65%、罰金は約30%で、あわせると9割以上になります。

【斎藤】 18、19歳に限りませんが、被害者が死亡したような少年事件においては、現在の家庭裁判所の処分の実状はどういうものなのでしょうか。

【横山】 そのような重大事件については、現在でも大人と同じような刑事裁判手続で処分されていま

す。成人年齢を引き下げて18、19歳の子どもたちを大人と同じように処分すべきというのは重大事件を意識してのことだと思いますけれど、重大事件であれば、今の少年法の枠の中でも18歳以上には死刑も含めて大人と同じような形で処分されることもあります。その意味で、少年法の成人年齢の引き下げは、軽微事件の少年にもたらす影響が大きいのです。

【斎藤】 少年法の成人年齢が引き下げられた場合に18、19歳は少年院に入る事はなく刑務所に収容される事になりますが、八田さん少年院と刑務所の具体的な違いについてお話しください。

【八田】 まず、第1に施設の目的が違います。刑務所は刑罰を執行するところで、懲役刑は拘置されて作業を行います。少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、改善更生と円滑な社会復帰を図るために矯正教育を行うところです。第2は、規模の大きさです。それに伴い、人間関係の関わり方が違ってきます。少年院では教官及び在院生同士の濃密な人間関係のなかで処遇が行われます。3番目は、刑務所の矯正処遇は、主に日中の作業ですが、少年院の場合の矯正教育は生活指導や職業指導等、日中のほか夜間も集会や学習など様々な教育活動を行います。少年院の教官は24時間が教育だと言う人もいます。第4は、指導のねらいの違いです。刑務所は、薬物依存や暴力団離脱、性犯罪再犯防止指導等をしますが、これは犯罪に焦点を当て、ピンポイントに働きかけるものです。少年院では同様の非行に焦点を当てた指導のほか、自己肯定感や共感性を育むなど、少年の成長発達を支援し、人間としての全体的な成長を促します。

だからといって、少年院は刑務所に比べて甘いわけではありません。刑務所では定められた時間、作業をしますが、少年院では毎月、矯正教育の成績が評価され、改善更生の度合いが厳しくチェックされます。不十分であると出院が遅れることもありますから、少年院の方が厳しいという人もいます。

【斎藤】 横山さん、少年法の保護処分と刑事法の処分を比較した場合、どちらが再犯防止に効果があるのでしょうか。

【横山】 先ほど少年事件の9割以上が軽微な事件と申しましたが、そういう事件も家庭裁判所へ送致されます。最終的な処分としては審判を開始しない審判不開始、あるいは審判はしたけど保護処分を付さない場合には不処分という形で終わりますが、そこに至るまでに家庭裁判所では色々な教育的措置を少年に行っていきます。

一例としてビデオ視聴。交通関係ではスピード違反、脇見運転が如何に危険なのかについてビデオを観てみんなで考えてもらう。薬物関係も同様です。また、調査官から色々な働きかけがあり、窃盗であれば被害店舗の店長さんに来てもらって話をしても



らう等もあります。清掃活動などのボランティア活動もしています。家庭裁判所の友の会という会があって、年配の方と一緒にボランティア活動をする、あるいは親子で参加するという形です。最終的に何も処分はしないけど気付きを与える機会が家庭裁判所の措置では多く、再犯防止に資すると思います。

【斎藤】 八田さん、少年院の処遇内容についてお話し下さい。

【八田】 少年が少年院に送致されると家庭裁判所で作成された少年調査記録と、鑑別所で作成された少年簿（鑑別結果等）が少年院に送付されます。それに基づいて一人一人の特性にふさわしい個人別矯正教育計画が策定されます。それは、「少年がどのような人で、なぜ非行をしたのか、どうすれば立ち直れるか、再非行をしないで健全な社会人になれるか」という観点から、計画書を作るのです。それを見取図にしながら色々な教育をします。生活指導によって非行を見つめさせ、人間関係を学び、共感性を培い、職業補導によって資格を取らせたり、中学生には義務教育、それ以外の少年には通信制教育や高校卒業資格認定を取らせる指導など、様々な領域で働きかけています。

特に被害者については、少年院が早くから取り組んできました。「被害者の視点を取り入れた教育」は、被害者の心痛や苦痛を理解させ、それに対して自分はどうすべきか、謝罪や賠償、感謝などを考えさせています。

【斎藤】 刑務所出所者と、少年院出院者の再犯率の違いについて把握していますか。

【八田】 再犯の定義や比較は難しいですが、少年院出院者の再収容が5年以内で大体20から25%くらいですね。30歳未満の若年成人で刑事施設出所後の5年以内の再入率が大体35～45%くらいで高いです。

【斎藤】 葛野さん、アメリカでは保護教育処分と刑務所における処分を受けた場合の再犯率の違いについて調査をしていると聞いていますが、その結果をお話ください。

【葛野】 アメリカでは1970年代の末から80年代、90年代、2000年に入ってしばらく極端な厳罰政策をとってきました。そういう中で、年齢や生育環境、犯罪の内容等、他の条件の影響を排除した上で刑事処分の方が社会復帰や再犯防止に効果的か、それとも保護処分の方が効果的かを厳密に測定する実証研究が行われてきました。

それによれば、やはり刑事処分を受けた場合の方が再犯の可能性が高い、保護処分の方が低いという結果が出ています。理由としてあげられるのは、保護処分の方が個人の抱える問題に応じた個別的教育的な処遇を充実させていること、刑罰によって長期間社会から隔離されると、社会の中で戻るべき場所や役割を見つけることが難しくなること、社会の側も刑罰を



受けた人をより強く排斥して受け入れない傾向があることなどがあげられています。

近年アメリカでは行き過ぎた厳罰主義を見直して、少年法の適用年齢をむしろ引き上げる、あるいは少年に対する刑事処分の適用を抑制する傾向が顕著にみられます。

【斎藤】 アメリカでは脳科学の進歩も少年法制に影響を与えているとのことですね。

【葛野】 はい。25歳頃までの人間の脳は成熟途上であり、まだ未成熟であって、そのために周囲の人や環境の影響を受けやすい、また、衝動的な行動欲求を充分制御できないという脳科学の知見が確立しています。ここから、同じ行為、同じ結果であっても少年には成人と同程度には刑事責任を問うことができない、同程度の法的非難を向けることができないという考えが承認され、厳罰主義からの脱却が進んでいます。18歳未満の死刑や仮釈放のない終身刑を憲法違反だと判断した合衆国最高裁の判決は、このような脳科学の知見を基礎にしています。

自民党政務調査会提言への懸念

【斎藤】 自民党政務調査会の提言を見ますと、「18、19歳に対する少年法の保護処分が果たしている機能は大きいものがあるので、この年齢層を含む若年者のうち、要保護性が認められる者に対しては保護処分に相当する処分の適用ができるような制度のあり方を検討する」と記載されています。葛野さんのご意見をお聞かせください。

【葛野】 具体的な制度構想がまだ明らかではありませんし、特に保護処分に相当する措置というのがどういうものかわからないので考えにくいのですが、適用年齢を18歳未満に引き下げた後、18、19歳の若年成人の処遇の選別・決定をどの機関が、どういう手続によって行うのかというのが問題になります。仮に検察官が起訴する段階で刑事処分が相当か、保護処分が相当かを選別するということになると、旧少年法の検察官先議と同じ構造になります。保護処分的措置が相当だと判断するためには要保護性を認定しなければなりません、そのためには科学的調査が不可欠になります。もし検察官が犯罪事実の実質的な「認定」を基礎にして、少年鑑別所なり保護観察所なりの機関が科学的調査を行う。それを基に検察官が要保護性を認定して処遇選別を行うという手続を作るのであれば、刑事手続の原理や原則、検察官の基本的性格等と関連して非常に大きな問題が生じます。

第一の問題は、適正手続上の問題です。要保護性の調査は現在家裁の調査官が行っていますが、少年の性格や家庭環境、生育環境についての科学的な調査は、必然的に少年や関係者のプライバシーに深く踏み込むものになります。現在、家裁の社会調査は、裁判官が送致資料を調査して非行事実の蓋然性を認めた時に初めて家裁調査官に対して調査命令を発するという手続によっています。こういう形で司法的抑制をかけているわけです。

検察官が犯罪事実があると実質的に認めて処遇選別のための要保護性の調査を委託するという手続は

司法的抑制を欠くことになります。裁判所の有罪の認定、少なくともその蓋然性の認定の前に要保護性の調査と処遇選別を行うというのは無罪推定の原則にも抵触するものと思われます。

さらに要保護性についての科学的調査を行うことになると、勾留されている被疑者の場合、心身鑑別の期間も含めて、身体拘束が相当長期化することになります。

もう一つは検察官の基本的な立場から見ての疑問です。検察官が犯罪事実の実質的な「認定」をしてそれを基礎に処遇選別の役割を担うというのは、検察官の準司法官的役割を承認することに他なりません。いわば旧法時代への逆戻りです。現行法の当事者主義の基本構造や当事者としての捜査官・訴追官たる検察官という基本的立場と相容れません。私は、本来、処遇の決定というのは、教育的処遇の必要性和自由という人権の制約との均衡点を決める判断だと思っています。正に司法機関たる裁判所が担うべき役割でないかと考えます。

非行に走る18、19歳の実像

【斎藤】 話を原点に戻しますが、そもそも非行に走る18、19歳の少年の実像はどういうものかをお聞きます。杉浦さん、付添人として少年と接している立場からどうですか。

【杉浦】 大きく分けて二つのタイプがあるかと思います。一つは、全く今まで非行した事がなくて走ってしまう子ども。ひと口で言えば抵抗力がないという感じです。現実とバーチャルの区別がついていない。軽微な犯罪だとして18、19歳で手当てをしないで見逃されてしまうことになれば、非常に大きな問題を起しかねないタイプ。本人は悪気があるというよりも、よく分かっていない。

もう一つは、何度も繰り返して、今までもやっていたけど18、19歳になってもまだ繰り返すタイプ。この歳になって少年院で教官に接してもらって気が付いた、あるいは試験観察でちゃんと励まされて立ち直るのに気が付いたとか、自分の中に非常に葛藤があってこのままではいけないと思いつけて、18、19歳の段階でかけてもらった保護的な対応というのが彼らを立ち直らせたというケースをいくつも見ています。

【斎藤】 家裁裁判官としての経験からどうでしょう。

【横山】 審判で思うことは自己肯定感とか自己有用感が凄く低い子たちが多いことです。18、19歳になっても自己肯定感が持たず、犯罪に手を出してしまうのですが、鑑別所での生活、審判での裁判官との関わり、あるいは在宅試験観察の中で様々な気付きを得て成長しているところが見えます。その意味で可塑性には富んでいると思います。懇切丁寧な審判を通し、ある



いは少年院に送った子どもとは手紙のやり取り、1年に2回ぐらい面会（動向視察）をする関わりの中で、色々な気付きを得て変わってきているということがあります。そのチャンスを18、19歳の子どもは生かすことができると思います。

刑事裁判官をやっていた時、若年成人20、21、22歳位になってくるとなかなか可塑性がなくなりつつあると感じることもあって、その点18、19歳というのは柔らかいというか働きかける最後のチャンスではないかと思っています。

【八田】 統計的なこととお話します。2014年ですが、少年院に入った者2,872名中18、19歳が42%を占めています。保護者の状況は実父母がいるのは32.8%、母と一緒に39.4%、父とが11.1%、義理の父、母と一緒に9.4%です。家庭環境は、実父母の割合が年々低くなって、良い状況ではありません。

学歴をみますと、中学と高校中退で合わせて63.5%、現在大学進学率は50%を超えていますから、少年院に入るまでに非常にしんどい生活を送っていることがわかります。本人のせいだけではなくて、家庭や学校の環境自体が厳しいのだと思います。

いま、非行防止、再犯防止に求められていること

【斎藤】 非行少年の成長を支援し再犯を防止するために、少年と向き合っている現場から必要だと思うことをお話しください。

【杉浦】 学校教育の現場について言えば、矯正施設で行っている子どもに対する接し方（子ども一人一人を見る、それぞれの個性を伸ばす、自己肯定感を持たせること）を実践してもらえないかという気がします。また、経済的な格差が子どもの世界にも反映してきていて、さらに加えて不平等でも当たり前、自己責任だという風潮が社会に広まる中で大人の姿勢が子どもの姿勢に反映されて子どもの中でいじめがあって自己肯定感が持たなくて脱落していった、自分で何とか見つけ直そうとすると非行に走るしかないという悪循環が子どもの世界におこっている気がします。

少年法とか刑事法制の分野では、2000年以降ずっと子どもの支援育成という観点からは少しずつ外れる少年法「改正」が続いているように思います。この法「改正」の動き自体についてはどこかで歯止めをかけるべきだし、歯止めをかけるとしたら実証的事実に基づいて行われるべきです。何よりも少年犯罪と少年法の手続に関する正確な事実をたくさんの人に知ってもらわなければならないと思います。

【横山】 少年成長支援と再犯防止という事からすると大人がしっかり子どもに関わっていく社会を作っていかなければいけません。排除の論理では全く逆の方向に行ってしまうのではないのでしょうか。やり直しのきく社会を作っていく事からスタートしないと駄目です。子どもたちの自己肯定感や自己有用感が低く、非行をしてしまう背景には、虐待、貧困などの社会のひずみがあると思うので、福祉との連携を考えていくべきだと思います。検察が関わって起訴猶予にした後に福祉に繋ぐような運用も出てきて

います。また、少年院に行った子どもたちが少年院から出て来た後の就労支援の問題も大きいと思います。仕事をする、続けられるという事は自己肯定感、自己有用感を高めるので、そういう関わりをもっと拡大していくことが大事だと思います。

【葛野】 福祉については特に貧困と格差が広がる中では大変重要なことだと思うのですが、本来は家裁が担うべき役割で、家裁がケースワークの中で福祉との連携を強めて福祉に繋いでいく、あるいは家裁の決定に基づく少年の処遇の中で福祉と連携するということだと思います。裁判所へ送る前に検察官が先取りしてやるという方向がいいかには、透明性と公正さという点から疑問を持ちます。

【横山】 そこは問題があると思います。ただ、司法の働きの中で福祉に繋げていかななくてはいけないという発想は評価すべきだと思います。

【葛野】 少年法というのは柔軟な構造を持っているわけです。家裁の調査、審判の過程の中で一人一人のニーズに合わせたケースワークができる。そのなかで、福祉を必要としている少年であれば積極的に福祉と繋いでいくといいと思います。

【横山】 背景事情にどれだけ迫れるかという事だと思います。刑事手続に乗せてしまうとその子どもの持っている背景事情に迫っていけない、何がしんどかったのかわからない。そこに迫れるのが家庭裁判所と保護処分の関係各機関だと思います。今の少年法手続の中に福祉の視点をさらに入れて少年法を鍛えていくことが大事だと思います。

【斎藤】 家庭裁判所の社会的性格というのは創設当初から言われていて、社会的な繋がりを強めていくのが家庭裁判所の特色でもあったわけですからね。

【横山】 その意味からいくと裁判官時代は試験観察をかなりやりました。その中で気付きを与え、福祉に繋げることも考えました。このような時代だからこそ、もう一度少年法の原点に戻って、少年法を持っている良さを磨いていく、やり直しのきく社会を構築する視点が大事だと思います。

【八田】 川崎事件で気になったのですが、今の風潮

は主犯格の少年が悪くて責任は彼にあるというものです。確かにそうだと思うのですが、実は主犯格の少年も生い立ちはひどくて、事件までに加害者になるか被害者になるか分からない状況でした。本来、ああいう事件が起こる遥か前から社会的な対応がとられなければいけない。地域というか、学校というか、非行防止の役割を担うことがたくさんあるのではないのでしょうか。そうすれば被害者にも加害者にもならずすみませう。そういうことを理解してもらえれば社会の雰囲気も変わってくると思うのです。地域が関わっていくことは少年法以前の問題として必要だと考えています。また、再犯の問題ですが、少年院で勤務していて心に深い傷を受けた少年は立ち直るのが厳しいと思います。例えば永山則夫もそうですね。彼は就職と離職を何度も繰り返して、追い詰められていきます。虐待等で深い傷を負った少年が親を殺したいというのは稀な話ではありません。矯正施設も一つだけでは無理で、複数重ねて成長していく。子どもは大体つまずきながら成長していくものです。大きなつまずきをしないように見守るシステムがあればいいと思います。

【葛野】 少年司法は正当に評価されるべきだと思います。たとえば年齢別の検挙率ですが、何年生まれの人でも15、6歳でピークになって年齢が進むにつれて劇的に減少していくのです。要するに15、6歳で非行を経験した少年が18、19歳になる、あるいは成人になると、もう非行・犯罪から離れていく。そういう一貫した傾向がある。国際比較から見ると日本の成人犯罪というのは顕著に少ないのです。仮に18、19歳を成人にして教育的な処分を受けて立ち直るチャンスを奪うことになると、刑事政策的に見ても成人犯罪の増加、犯罪から離れることのできない成人の増加というマイナス効果が生じて、日本の社会を危険で不安定なものにすると思います。

【斎藤】 貴重なお話をたくさんいただき、ありがとうございました。

(平成28年1月8日 於霞が関弁護士会館)





2016年 新年祝賀会



盛山 正仁 法務副大臣（自由民主党）



國重 徹 公明党法務部会長



江田 五月 元参議院議長（民主党最高顧問）



仁比 聡平 日本共産党参議院国対副委員長

平成28年1月21日（木）午後6時から、東京のホテルルポール麹町2階「ロイヤルクリスタルの間」において、日本弁護士政治連盟の新年祝賀会が開催され、衆参両院から、ご本人・代理をあわせて135名の国会議員にご出席いただいた。

山岸 憲司 弁政連理事長 と 伊藤 茂昭 日本弁護士連合会副会長 の挨拶に引き続いて、盛山 正仁 法務副大臣（自由民主党）から、法の支配と適正手続の保障という価値観を弁護士会と共有して課題に取り組んでいかれる旨のご挨拶をいただき、梶谷 剛 弁政連顧問の発声による乾杯をもって開宴した。ご出席の 公明党 國重 徹 法務部会長（衆議院法務委員会理事）、民主党 江田 五月 最高顧問（元参議院議長）、日本共産党 仁比 聡平 参議院国対副委員長（参議院議院運営委員会理事）ほか、多数の国会議員から順次ご挨拶をいただき、盛会のうちに終了した。（編集長 小川 晃司）

福井県支部設立総会

設立、そして信頼される福井県支部へ！

福井県支部事務局長 後藤 正邦

平成28年3月4日、ザ・グランユアーズフクイ茜の間において、福井県支部の設立総会を執り行いました。

設立発起人代表となった北川恒久本部理事の挨拶、山岸憲司本部理事長のご挨拶の後、設立趣意書、県支部規約、役員等人事及び活動方針が審議承認されました。ここに、寺田直樹支部長以下、総勢35名の会員による福井県支部が誕生いたしました。なお、この35名という会員数は、福井弁護士会会員の3人に1人が加入したことを示します。

引き続き、同会場の天山の間において、設立披露パーティーを開催いたしました。このパーティーには、国会・議会議会会期中であるにもかかわらず、本県選出である 山崎正昭参議院議長、西川一誠県知事、仲倉典克県議会議長をはじめ、国会議員秘書、自治体首長及び国政政党県内支部代表者など、多くのご来賓の皆様にご臨席を賜ることができました。

特に山崎参議院議長からは、現行法令と現実の社会情勢や問題事象との齟齬・乖離を正すために弁政連は必要であり、県支部の設立は大変ありがたいことであるとの大いなる期待のお言葉をいただきました。

寺田支部長が挨拶したとおり、課題によって、政治にお願いをすることがあれば、あるいは物を申す立場となることもあるからこそ、政治から信頼される弁政連福井県支部になれるよう、地道な活動を行ってまいりたいと思います。



全国支部懇談会を開催

平成28年1月21日、東京のホテルルポール麹町「マーブルの間」にて、全国から23支部の代表、および山岸理事長を含め本部役員が出席して、弁政連全国支部懇談会が開催された。本部活動報告のほか、各支部の活動が報告された。

特に弁政連若手会員の拡大方法や会費問題、勉強会や地元における弁護士としての行政活動に対する関与の拡大などの具体的な取り組み、また各地元における国会議員や自治体首長、地方議会議員へのアプローチや意見交換の態様、具体的な関与方針やリーガルサービスの提供、現状の課題等について、率直な意見交換がなされた。

(編集長 小川晃司)



平成28年度 日本弁護士連合会副会長

氏名 (所属会) / 主な担当事項 / 抱負

小林 元治 (東京弁護士会)



法曹養成 / 民事司法改革 / 子どもの権利
 弁政連の活動経験を活かして、日弁連の政策実現に努めます。

小田 修司 (第一東京弁護士会)



権利保護保険 / 司法制度調査会 / 税制
 日弁連が抱える問題の解決には弁政連との連携が重要と考えます。

早稲田祐美子 (第二東京弁護士会)



職務適正化 / 研修 / 法科大学院 / 知的財産センター
 法の支配の実現のために弁政連と連携して取り組みます。

木村 保夫 (神奈川県弁護士会)



家事法制 / 国選弁護 / 死刑廃止検討
 国選弁護の拡大や地域司法計画の推進に弁政連の力が不可欠です。

橋本賢二郎 (栃木県弁護士会)



弁護士業務改革 / 中小企業法律支援
 弁政連と緊密に連携し、業務拡大を実現していきたいと考えます。

山口 健一 (大阪弁護士会)



刑事弁護センター / 情報問題 / 憲法問題
 日弁連の政策実現のため、弁政連の力が不可欠です。期待しています。

幸寺 覚 (兵庫県弁護士会)



国際業務推進センター / 外国弁護士 / 法教育
 弁政連の御協力を得て、諸課題の解決のため、全力で頑張ります。

石原 真二 (愛知県弁護士会)



広報 / 若手弁護士サポート / 国際人権
 日弁連の政策実現のためには、弁政連との連携は不可欠です。

水中 誠三 (広島弁護士会)



自治体連携推進 / 高齢者・障害者支援
 日弁連の諸課題解決のためには弁政連との密接な連携が必要です。

斉藤 芳朗 (福岡県弁護士会)



総合法律支援 / 独禁法改正問題 / 倒産法
 弁政連とともに社会の隅々までリーガルサービスを提供します。

岩淵 健彦 (仙台弁護士会)



人権擁護 / 消費者 / 災害復興支援
 弁政連と緊密に連携し、諸課題の解決に全力で取り組みます。

中村 隆 (札幌弁護士会)



地域司法計画 / 男女共同参画 / 行政訴訟
 弁政連は日弁連諸課題実現の大動脈。一層の連携を願います。

矢野 真之 (愛媛弁護士会)



刑事法制 / 公害対策・環境保全
 弁政連と連携して日弁連の目指す施策の実現に取り組みます。

「新生」福岡県支部誕生の集い

福岡県支部事務局長 上田 英友

弁政連九州支部から福岡県支部に名称変更したことを記念し、平成28年1月17日、福岡市の西鉄グランドホテルにて、福岡県出身の国会議員21名（秘書代理出席を含む）をお招きし、「新生」福岡県支部誕生の集いを開催しました。当支部からは、司法修習生への経済的支援と裁判所支部の充実について活動報告を行い、お招きした国会議員全員からスピーチをいただきました。



支部活動ヘッドライン

日付	支部	活動内容
平成28年2月6日	宮崎県	武井俊輔衆議院議員（自民党）、宮崎県弁護士会会長と支部長らが、法曹人口問題や司法修習生に対する給費の実現に関する問題等について意見交換。国会議員の立場から見た率直な意見を聞くことができ、今後の弁政連の活動を行うについて、大変参考になった。今後の計画としては、若手弁護士を中心とした弁護士と、宮崎選出の国会議員との意見交換会を実施したい。
平成28年2月19日	岐阜県	渡辺猛之参議院議員（自民党）と法曹人口問題・司法修習生の給費制問題で懇談会・懇親会

本部人事（）内は前任者

平成28年3月31日付（辞任）	常務理事	三宅 弘（出井 直樹）
副理事長 久保田 嘉信 中本 和洋	同	今川 忠（竹岡 富美男）
4月1日付	理 事	佐藤 豊（久保田 嘉信）
副理事長 田中 寛（市丸 信敏）	同	島田 広（北川 恒久）
常務理事 伊藤 茂昭（小林 元治）	同	寺田 直樹（新任）
同 岡 正晶（比佐 守男）	同	大迫 唯志（水中 誠三）
	幹 事 長	市毛 由美子（大貫 裕仁）

支部人事（）内は前任者

福岡県支部（新設）平成28年3月4日付

支 部 長	寺田 直樹
副支部長	黛 千恵子 島田 広
監 事	川村 一司 村上 昌寛
事務局長	後藤 正邦

長野県支部 4月1日付

支 部 長	佐藤 豊（久保田 嘉信）
-------	--------------

本部幹事長が交代

4月1日、大貫 裕仁 幹事長に代わり、市毛 由美子 常務理事が幹事長に就任した。



市毛 由美子
 第二東京弁護士会
 平成21年度 二弁副会長
 平成22年～平成24年 日弁連事務次長
 平成26年度 日弁連常務理事
 平成27年度 日弁連編集委員会委員長
 弁政連本部常務理事

本年4月1日より、幹事長に就任いたしました。山岸理事長のもと、これまでの経験を踏まえて、日弁連や弁護士会が掲げる諸課題・諸政策の実現のため、弁護士・弁護士会と政治との「架け橋」となるべく努力したいと存じます。何卒、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

定期総会・懇談会のご案内

日本弁護士政治連盟定期総会及び会員懇親会を下記のとおり開催しますので、ご案内します。
記

定期総会

- 1 日時 平成28年5月11日（水）
午後4時30分
- 2 場所 弁護士会館2階 講堂「クレオ」
- 3 議題 (1)平成27度活動報告の件
(2)平成27年度決算報告の件
(3)平成28年度事業活動方針に関する件
(4)平成28年度予算に関する件
(5)支部活動報告の件
(6)本部活動報告の件

会員懇親会（会費制）

- 1 日時 平成28年5月11日（水）午後6時から
- 2 会場 弁護士会館2階 講堂「クレオ」

編集後記

「利用者本位の司法」を目標に掲げる日弁連新執行部と弁政連の連携強化に努めます。（さいとう）
 世間は華やかな花見シーズンも一段落のころですが、私は花粉の時期が過ぎ去るまでは憂鬱です。（おがわ）
 3月で二弁副会長の任期は終了しましたが、弁政連広報委員の職は続投のようです。今後ともよろしく願います。（なざら）
 少年法の成人年齢については、様々な角度からの検討が必要と感じます。（いとう）